

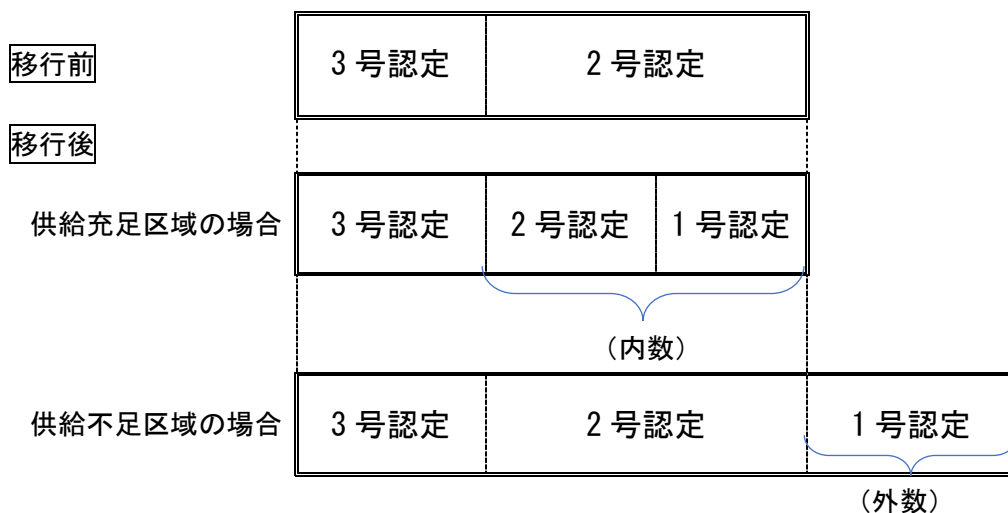
保育所から認定こども園に移行する際の利用定員の設定に係る基準について

久留米市では、国の通知（内閣府発出 平成 25 年 12 月 18 日事務連絡）に基づき、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可認定を行うこととしています。しかし、第 2 期くるめ子どもの笑顔プラン（以下「笑顔プラン」という）において、本市の 1 号認定の需給状況については、いずれの区域においても「供給過剰」であることから、保育所が認定こども園に移行する場合の 1 号認定の利用定員数の設定について、以下のように基準を定めることとします。

なお、この基準は、「笑顔プラン」の計画期間である令和 6 年度まで適用するものとなりますが、状況の変化等により必要が生じた場合には、本基準を見直すことといたします。

保育所から認定こども園へ移行する際の利用定員設定に係る基準

- (1) 移行時に現在の在園児が受け入れられない事態を防ぐため、移行時に残る在園児数を見込み、不足がないよう設定する。
- (2) 笑顔プラン上、1 号認定の供給量は市内全域で充足しているため、移行後の 1 号認定の利用定員数は移行前の利用定員総数（または実利用数総数）の 1 割を上限とする。
- (3) 所在する区域（笑顔プラン上）の 2 号認定の供給量が充足しているか否かにより、移行後の 1 号認定の利用定員数を、移行前の 2 号認定の利用定員数（または実利用者数）の内数とするか否か判断する。具体的には、笑顔プラン上、2 号認定の供給量が充足している区域では、移行後の 1 号認定の定員数は、移行前の 2 号認定の利用定員数（または実利用者数）の内数とする。一方、供給量が不足している区域では、移行後の 2 号認定の利用定員数は移行前の利用定員数（または実利用者数）と同数を基本とし、移行後の 1 号認定の定員数は外数とする。
- (4) 3 号認定の供給量は市内全域で不足の状況であることから、移行後の 3 号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または実利用者数のうち多い方の数）から減少させないことを基本とする。



[ここに入力]

参考

【利用定員の算定方法】

(1) 利用定員<利用実績の場合

- ① 笑顔プランで2号認定に不足がない（＝充足している）区域
 - ・1号認定の利用定員数は、移行前の実利用者総数の1割を上限とする。
 - ・移行後の2号認定の利用定員数は、移行前の2号認定の実利用者数から1号の利用定員数を引いた数を基本とし、端数調整した数とする。
- ② 笑顔プランで2号認定に不足がある区域
 - ・1号認定の利用定員数は、移行前の実利用者総数の1割を上限とする。
 - ・移行後の2号認定の利用定員数は、移行前の2号認定の実利用者数を基本とし、端数調整した数とする。

(2) 利用定員≧利用実績の場合

- ① 笑顔プランで2号認定に不足がない区域
 - ・1号認定の利用定員数は、移行前の実利用者総数の1割を上限とする。
 - ・移行後の2号認定の利用定員数は、移行前の2号認定の利用定員数（または実利用者数）から1号の利用定員数を引いた数を基本とし、端数調整した数とする。
- ② 笑顔プランで2号認定に不足がある場合
 - ・1号認定の利用定員数は、移行前の実利用者総数の1割を上限とする。
 - ・移行後の2号認定の利用定員数は、移行前の2号認定の利用定員数を上限として移行前の2号認定の利用実績を踏まえて設定する。

※利用実績は直近3か年の平均値を使用する。

※久留米子どもの笑顔プラン各号の需給の過不足は、移行予定年度で確認する。

※いずれの場合も定員総数は1の位を切り上げる。

[ここに入力]

【利用定員について】

(1) 利用定員の設定について

子ども・子育て支援法第77条第1項各号では、市町村が特定教育・保育施設の利用定員を設定する場合、認定区分(※)ごとに、子ども・子育て支援事業計画(久留米市は「久留米子どもの笑顔プラン」)の確保方策の内容と合致しているか、また、需要に対して供給過剰または不足になっていないかなど、子ども・子育て会議の意見を踏まえて設定することが必要であると定められている。(支援法第31条第2項、同法第43条第3項)

認定区分 【※】	対象	利用可能施設
1号認定	保育を必要とせず、年齢が3歳から5歳	幼稚園・認定こども園
2号認定	保育を必要とし、年齢が3歳から5歳	保育園・認定こども園
3号認定	保育を必要とし、年齢が0歳から2歳	保育園・認定こども園 小規模保育、家庭的保育

- ・認可定員の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が確認の手続きの中で設定 利用定員 ≤ 認可定員
- ・利用定員は認可定員に一致させることが基本

(2) 認可定員と利用定員について

【認可定員】

- ・特定教育保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)の設置に当たり学校教育法、児童福祉法、認定こども園法により認可された定員(中核市は市が認可・認定する)
- ・自治体の条例の基準(施設の面積・職員配置等)の範囲内で定める施設の定員
- ・施設等の設置時に、社会福祉審議会児童福祉専門分科会で意見聴取し設定

【利用定員】

- ・子ども・子育て支援制度における施設ごとに、過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、認可定員の範囲内で、自治体が定める定員のこと
- ・給付費(委託費)の単価水準を決定する(認可定員の範囲内で設定)
- ・施設等の設置時に、子ども子育て会議で意見聴取し設定